

独立行政法人国立大学財務・経営センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち期末特別手当(賞与)について、本センターの役員給与規則第9条において、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を参考に、その者の実績に応じて100分の10の範囲内で増減ができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長

・国家公務員給与法改正(H18.4.1施行)に準拠して、俸給月額(988,000円→922,000円)の引き下げ(現在任期間中は現給保障有り)、期末特別手当の年間支給割合(3.316月→3.35月)の引き上げ、特別地域手当の支給割合(6/100→7/100)の引き上げを行った。

理事

・国家公務員給与法改正(H18.4.1施行)に準拠して、俸給月額(780,000円→728,000円)の引き下げ(現在任期間中は現給保障有り)、期末特別手当の年間支給割合(3.316月→3.35月)の引き上げ、特別地域手当の支給割合(12/100→13/100)の引き上げを行った。
(ただし、俸給月額に対する現給保障を受けている間の特別地域手当の支給割合は、12/100)

監事

・国家公務員給与法改正(H18.4.1施行)に準拠して、俸給月額(701,000円→654,000円)の引き下げ(現在任期間中は現給保障有り)、期末特別手当の年間支給割合(3.316月→3.35月)の引き上げ、特別地域手当の支給割合(12/100→13/100)の引き上げを行った。
(ただし、俸給月額に対する現給保障を受けている間の特別地域手当の支給割合は、12/100)

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	17,763	11,856	5,077	830 (特別地域手当)		
理事 (1人)	14,722	9,360	4,165	1,123 74 (特別地域手当) (通勤手当)		
監事 (9/12人)	8,271	5,886	1,470	765 150 (特別地域手当) (通勤手当)	7月1日1人	
監事 (非常勤) (1・3/12人)	1,800	1,800			4月1日1人	6月30日1人

注1:「特別地域手当」は、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する役員に支給するもので、地域手当と同様のものである。

注2:年度途中で就任及び退任した監事及び監事(非常勤)については、1月を1/12人と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
理事長						該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	千円	年	月			該当者なし
監事 (非常勤)	2,103	2	3	H18.6.30	1.0	(注のとおり)

注：退職手当が支給された監事(非常勤)は、監事(常勤)としてH16.4.1～H18.3.31(2年)、監事(非常勤)として、H18.4.1～H18.6.30(3月)として在職していたが、役員退職手当規則上、非常勤役員には、退職手当を支給しない事になっているため、常勤役員としての在職期間(2年)を基に、独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を踏まえて退職手当額を算出した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における人事に関する計画等に基づき、常勤職員数の抑制等を図るとともに、業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うことにより、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、社会一般情勢、国家公務員の給与水準等を考慮して決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇格、昇給の実施、及び勤勉手当の成績率による特別加算を実施している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	各基準日における職員の勤務成績を、「特に優秀な者」、「優秀な者」、「良好な者」、「上記以外の者」等に区分し、それぞれの区分に基づく成績率を乗じて支給。
俸給	昇級日前1年間の勤務実績をもとに勤務成績を判定し、昇給の区分を5段階(A～E)に決定。各昇給区分ごとに定められた号俸数分昇給。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員給与法改正(H18.4.1施行)に準拠して、以下のように改正
 - ・俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ
 - ・一般職員俸給表の現行級の統合(1・2級(係員級)及び4・5級(係長級)を統合し、11級制から10級制へ移行
 - ・きめ細かい勤務実績の反映を行うための現行号俸の4分割
 - ・初号等の号俸カット、号俸の増設及び枠外昇給制度の廃止
 - ・民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、現行の調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し地域手当を支給(支給率:千葉幕張本部 7%、東京連絡所13%)
 - ・特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階(A～E)設けることにより、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	12人	39.8歳	7,507千円	5,475千円	119千円	2,032千円
事務・技術	9人	36.8歳	6,489千円	4,781千円	130千円	1,708千円
研究職種	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし		38,898千円			
教育研究職種	3人	48.8歳	10,559千円	7,557千円	85千円	3,002千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

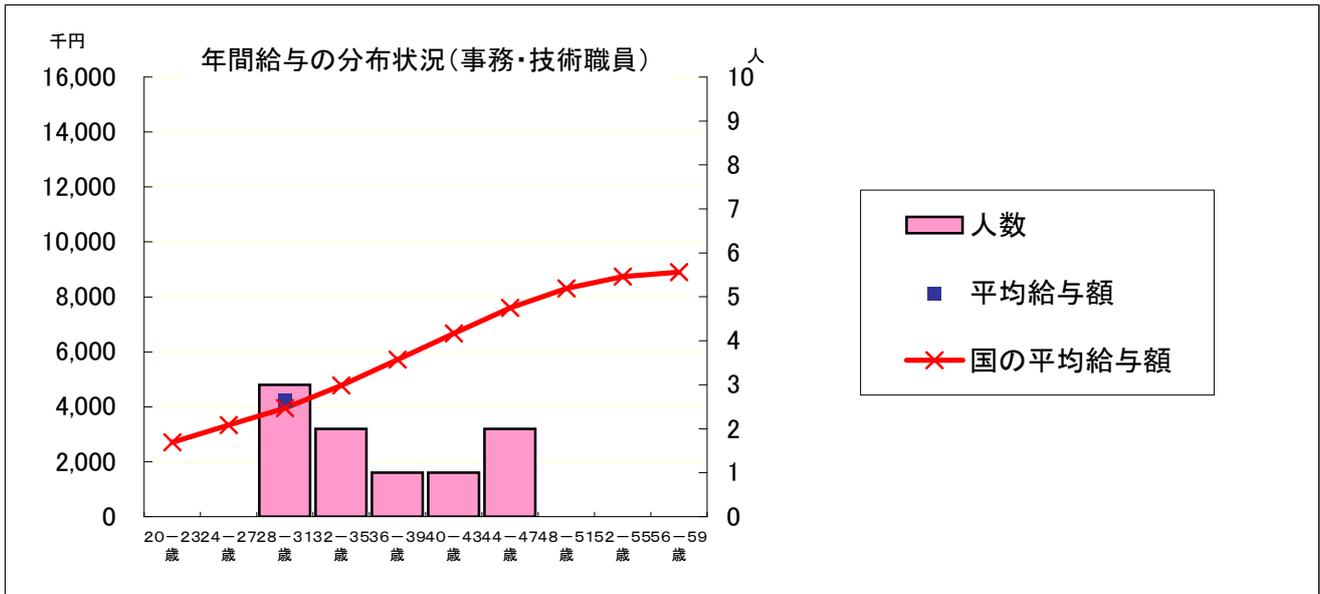
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:全ての年齢階層において該当者が4名以下のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

注3:該当者が2名以下の年齢階層については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
・本部課長	3	43.2	—	9,150	—
・本部係長	4	34.0	—	5,049	—
・本部主任	1	—	—	—	—
・本部係員	1	—	—	—	—

注1:全ての職位において該当者が4名以下のため、第1・第3分位は、表示していない。

注2:本部主任及び本部係員の該当者は各1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任係員	係長	課長補佐	課長	課長	部長	部長	部長	部長
人員	9	0	2	4	0	1	2	0	0	0	0
(割合)		(0%)	(22.2%)	(44.4%)	(0%)	(11.1%)	(22.2%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
年齢(最高～最低)				42 30							
所定内給与年額(最高～最低)				4,780 2,950							
年間給与額(最高～最低)				6,605 4,055							

※6級、5級、2級における該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢(最高～最低)以下については記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	66.3 %	68.0 %	67.2 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7 %	32.0 %	32.8 %
	最高～最低	36.6 ～ 32.1 %	33.8 ～ 29.3 %	33.0 ～ 32.5 %
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.7 %	68.8 %	67.8 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.3 %	31.2 %	32.2 %
	最高～最低	34.5 ～ 31.6 %	33.4 ～ 29.3 %	33.5 ～ 30.9 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

116.8

対他法人(事務・技術職員)

107.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

当法人は、千葉幕張本部(千葉市内)と東京連絡所(東京特別区)が勤務地になっており、それぞれ地域手当(7%及び1%)が支給されていることから、国家公務員平均と比較した場合、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレズ指数)が高くなったと思われる。(地域別で比較した場合の対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレズ指数)は104.8である。)

加えて、人事異動等の影響で、今回算出対象となった職員に占める管理職以上の職員の比率が高くなってしまったことが要因と考えられる。(国家公務員における行政職俸給表(一)の級別人員構成比は、5級(地方支分部局課長職級)以上が24.4%になっているのに対し、当法人における今回算出対象職員(事務・技術職員)の級別人員構成比は、5級(課長職)以上が33.3%となっており、比率が8.9%高くなっている。)

※国家公務員における行政職俸給表(一)の級別人員構成比については、人事院HP(http://www.jinji.go.jp/kyuuyo/f_kyuuyo.htm)「国家公務員給与の概要」p8を参照

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成16年度)からの 増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 222,718	千円 252,248	千円 (%) △ 29,530 (△11.7)	千円 (%) △ 22,670 (△9.2)
退職手当支給額 (B)	千円 2,678	千円 5,882	千円 (%) △ 3,204 (△54.5)	千円 (%) 2,678 ()
非常勤役職員等給与 (C)	千円 52,282	千円 40,825	千円 (%) 11,457 (28.1)	千円 (%) 28,758 (122.2)
福利厚生費 (D)	千円 29,305	千円 31,249	千円 (%) △ 1,944 (△6.2)	千円 (%) △ 388 (△1.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 306,983	千円 330,204	千円 (%) △ 23,221 (△7.0)	千円 (%) 8,378 (2.8)

総人件費について参考となる事項

- ・給与・報酬等支給額が対前年度比で11.7%減となった主な要因は、人事交流により交流先に復帰した職員の後任が補充できず、4人欠員になったためである。
- ・最広義人件費が対前年比で、7.0%減となった主な要因は、上記の通りの給与・報酬等支給額の減少、及び退職手当の支給額の減少である。

○ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

①中期目標:「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

②中期計画:平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(254百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね3%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

③人件費削減の取組の進捗状況

- a 基準年度の「給与・報酬等支給額」 (252,248千円)
- b 当年度の「給与・報酬等支給額」 (222,718千円)
- c 当年度までの人件費削減率 (△11.7%)

Ⅳ 法人が必要と認める事項

- ・特になし